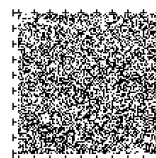


6 プラン及び関係法令等の変遷

●:法令関係 ○:その他 ◇:地域福祉計画 ◆:地域福祉活動計画

| 年 | 関連する法令の制定等 | 計画 |
|------------|--|--------|
| 2000(H12)年 | ○社会福祉基礎構造改革 ・措置制度から契約制度への転換 | |
| | ●社会福祉法施行(社会福祉事業法の改正) | |
| | ●介護保険法施行 | |
| | ●児童虐待の防止等に関する法律施行 | |
| 2001(H13)年 | ●高齢者の居住の安定確保に関する法律施行 | |
| | ●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)施行 | |
| 2002(H14)年 | ●ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法施行 | |
| 2003(H15)年 | ●少子化社会対策基本法施行 | ◆第3次計画 |
| 2004(H16)年 | ●発達障害者支援法施行 | |
| 2005(H17)年 | ●犯罪被害者等基本法施行 | |
| 2006(H18)年 | ●改正介護保険法施行 ・地域密着型サービスの創設、地域包括支援センターの設置 | |
| | ●障害者自立支援法施行 ・障害の種類に関わらない一元的な福祉サービス利用の仕組みの構築 | |
| | ●高齢者虐待防止法施行 | |
| | ●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)施行 | |
| 2007(H19)年 | | ◇第1期計画 |
| 2008(H20)年 | | ◆第4次計画 |
| 2010(H22)年 | ●子ども・若者育成支援推進法施行 | |
| 2011(H23)年 | ●改正障害者基本法施行 ・障害者の自立と社会参加を支援するための基本的な理念や施策 | |
| 2012(H24)年 | ●改正介護保険法施行 ・地域包括ケアシステムの推進 | ◇第2期計画 |
| | ○社協・生活支援活動強化方針策定 | |
| | ●障害者虐待防止法施行 | |
| 2013(H25)年 | ●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)施行 ・障害福祉サービスに係る給付に加え地域生活支援事業による支援を明記 | ◆第5次計画 |
| 2014(H26)年 | ●地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律施行 | |
| | ●子どもの貧困対策の推進に関する法律施行 ・子どもの貧困対策に関する基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明記 | |
| | ○障害者権利条約批准 | |
| 2015(H27)年 | ●改正介護保険法施行 ・地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実 | |
| | ●子ども・子育て支援法施行 ・地域の子ども・子育て支援の充実(利用者支援、地域子育て支援拠点等) | |
| | ●生活困窮者自立支援法施行 | |
| | ○誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現 －新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン－ ・全世代・全対象型地域包括支援の必要性について言及 | |



| 年 | 関連する法令の制定等 | 計画 |
|------------|--|-------------------------|
| 2016(H28)年 | ●改正社会福祉法施行 ・社会福祉法人の「地域における公益的な取組」を実施する責務の規定 | |
| | ○ニッポン一億総活躍プラン ・地域共生社会が理念として示される | |
| | ●成年後見制度の利用の促進に関する法律施行 | |
| | ●再犯の防止等の推進に関する法律(再犯防止推進法)施行 ・犯罪をした者の円滑な社会復帰を促進 | |
| | ●障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)施行 ・障害者への「不当な差別的取り扱い」を禁止、事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」を義務化 | |
| | ●本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律施行 | |
| | ●部落差別の解消の推進に関する法律施行 | |
| 2017(H29)年 | ○社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針(厚生労働省指針) | |
| | ○地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について(厚生労働省通知) | |
| | ○地域共生社会の実現に向けた社協の事業・活動の展開に向けて(全社協通知) | |
| 2018(H30)年 | ●改正社会福祉法施行 ・地域福祉推進の理念を規定するとともに、この理念の実現のために市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定、市町村の地域福祉計画策定を努力義務化 | |
| | ●改正介護保険法施行 ・地域共生社会の実現に向けた取組の推進等 | |
| 2020(R2)年 | ○全社協福祉ビジョン2020策定 ・国で進めている「地域共生社会」の推進と、国際的に進められている「SDGs=誰一人取り残さない 持続可能で多様性と包摂性のある社会」を包含し、「ともに生きる豊かな地域社会」の実現のための取組み | ◇◆第1期 支え合うプラン |
| 2021(R3)年 | ●改正社会福祉法施行 ・包括的な支援体制の整備を行うための「重層的支援体制整備事業」の創設 | |
| 2022(R4)年 | ●障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律施行 | ◇プラン分冊 市再犯防止 推進計画 |
| | ●改正生活困窮者自立支援法施行 ・生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、子どもの貧困対策強化 | |
| 2023(R5)年 | ●こども基本法施行 | |
| | ●性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律施行 | |
| 2024(R6)年 | ○久留米市障害を理由とする差別をなくす条例施行 | |
| | ●共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行 ・認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮できる共生社会の実現の推進 | |
| | ●困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援新法)施行 | |
| | ●孤独・孤立対策推進法施行 ・孤独・孤立は誰にでも起こりうる人生のあらゆる段階で生じる問題であり、社会全体で取り組むべきと明記 | |
| | ●こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律施行 | |
| 2025(R7)年 | ●生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律施行 ・居住支援の強化、子どもの貧困への対応のための措置 | |
| | ○社会福祉協議会基本要項2025 策定 ・新・社会福祉協議会基本要項を33年ぶりに改正し、社会福祉協議会活動の指針として全社協が公表 | |
| 2026(R8)年 | | ◇◆第2期 支え合うプラン |

